

新型コロナウイルス感染防止に関する本校の方針

杜若高等学校長 桑田 厚司

愛知県の緊急事態措置の解除及びまん延防止等重点措置への移行および解除に伴い、新型コロナウイルス感染防止に関する本校の方針を次のとおり策定する。

1 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、生徒一人一人が自覚をもって感染拡大防止に取り組む必要がある。従来株よりも若年層も感染しやすい可能性があるデルタ株（インド型変異ウイルス）に置き換わりつつあることを踏まえ、改めて基本的な感染防止対策を徹底するよう指導する。

(1) 登下校、放課後及び休日

- ア 毎日の健康観察を実施し、生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させない。
- イ 生徒の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合や、同居家族等が風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合、生徒本人または保護者と相談し、登校を慎重に検討する。
- ウ 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。生徒同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、授業後や部活動終了後だけでなく、休日においても自粛するよう指導する。
- エ 登下校中も含め、校内では原則マスクを着用するよう指導する。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先させる。着用しない場合は、人との身体的距離を十分に確保することを併せて指導する。
- オ 登下校において公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用し、できるだけ混雑時の利用を避け、友人との会話も慎む。
- カ スクールバスの車内では、生徒は必ずマスクを着用し、常時換気する。

(2) 校内における感染防止対策

- ア 昼食時は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話しないよう指導する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。
- イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗い、咳エチケットを徹底するよう指導する。
- ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、熱中症などによる健康被害が生じないように、調節可能な服装にするなど柔軟な対応を取るよう指導する。

(3) 教職員の感染防止対策

- ア 教職員も常日頃から上記感染防止対策を徹底する。
- イ 家族以外の不要不急の会食や外出、都道府県間の移動等については、国や県が示す指針を遵守する。

2 教育活動上の対応

(1) 徐々に再開する活動

感染症対策を適切に実施した上で、地域の感染状況に応じて徐々に再開する。

- ア 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」。
- イ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」。

(2) 慎重に再開を検討する活動

特に感染リスクの高い学習活動の再開は、地域の感染状況に応じて慎重に検討する。

- ア 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」および「近距離で一斉に大きな声で話す活動」。
- イ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」。
- ウ 家庭科における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」。
- エ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」。

(3) 修学旅行等の校外行事

修学旅行等の校外行事は、行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する。

(4) 学習活動

- ア 教室等において、生徒の間隔は1メートルを目安にクラス内で最大限確保する。
- イ 体育授業におけるマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。
- ウ 保護者から感染が不安で休ませたいとの相談のあった生徒については、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど合理的な理由があると校長が判断する場合には、地域の感染状況に応じて、欠席の扱いにしないよう柔軟に対応する。
- エ 再度、緊急事態宣言が発出されるなどにより「臨時休校等」になった場合、あるいは通学困難な生徒に対しては、Classiを活用するなどにより学習の支援を行う。

(5) 部活動

- ア 対外的な練習試合、合同練習および合宿は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。
- イ 公式戦への参加は、周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、主催団体の指示に従い感染防止対策を講じた上で実施する。
- ウ 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声および演奏する活動については、地域の感染状況に応じて慎重に検討する。
- エ 活動の開始時と終了時には、生徒の健康状態の把握や感染防止対策の指導を行う。
- オ 運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。
- カ 部室の使用は、荷物の搬入・搬出・保管および少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導する。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をする。

3 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、引き続き、登校前の健康観察、休日を含めて生徒同士のカラオケや会食を自粛すること、放課後は寄り道をせず帰宅すること、不要不急の外出・都道府県間の移動を控えることなど、各家庭においても感染予防に努めていただくよう保護者に願います。